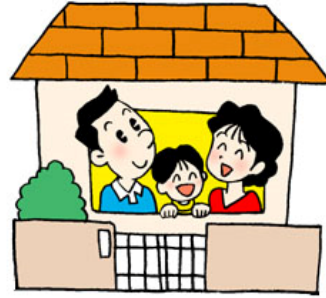


安芸高田市定住促進団地購入補助金について

安芸高田市では、若者の定住を促進するため、若者定住促進団地として分譲した宅地を購入し、住宅を建築する世帯に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。



補助対象団地

団地名	所在地	分譲区画
アイリス・ニュータウン（向ヶ丘団地）	<h1>完 売</h1> <p>現在募集しておりません</p>	
上甲立ひまわり団地（上甲立団地）		
えのき団地		
咲くら（左円団地）		

補助対象者

- 1 補助金交付後 10 年未満で宅地を第三者に転貸し、又は譲渡しない方
- 2 安芸高田市への定住を目的に、補助対象団地の宅地を取得した子育て世帯（満年齢が 18 歳に到達しない子がいる世帯）又は有する見込みである取得日時時点で、夫婦いずれかが満 40 歳以下の夫婦。
- 3 補助対象団地の宅地の所有権を共有している場合は、所有権の 2 分の 1 以上有する方
- 4 安芸高田市の住民基本台帳に記載され、若しくは外国人登録原票に登録された方又は転入される方（転入者においては 2 年以上他の市区町村の住民基本台帳に記載されている者）
- 5 過去に当該補助金の交付を受けていない方
- 6 移転補償又はその他の補助金を受けていない方
- 7 補助対象者及び世帯員が市税等を滞納してない方
- 8 補助対象者及び世帯員が暴力団員等でない方

補助金額

条 件	補助金額	限度額
定住を目的とした、子育て世帯の転入者	団地購入費×20%	100万円
定住を目的とした、市内の子育て世帯	団地購入費×10%	100万円

(転入者については、2年以上安芸高田市以外に住所を有している方)

※ 2区画以上の補助対象団地を購入する方については、そのうち1区画分に限り補助金を交付します。

申請方法

この補助金を受けるには、補助対象団地の宅地の売買契約が完了した日から1か月以内に以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課までご持参ください。

- 1 安芸高田市定住促進団地購入補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（続柄記載のあるもの）
（転入される市外の方で、住民となった年月日が2年未満の方は世帯全員の戸籍の附票の写し）
- 3 土地の売買契約書の写し（取得価格のわかるもの）
- 4 その他市長が必要と認める書類

申請の変更（中止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止）が生じた場合は、安芸高田市定住促進団地購入補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

実績報告

補助決定者は、補助対象団地の宅地の登記が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課までご持参ください。

- 1 安芸高田市定住促進団地購入補助金実績報告書（様式第 6 号）
- 2 土地の購入費等の領収書の写し
- 3 土地の登記事項証明書の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、安芸高田市定住促進団地購入補助金交付請求書（様式第 8 号）に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

（注）補助金の返還

以下の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から起算して 10 年に満たない期間の年数（1 年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の 10 分の 1 の額を乗じた額とする。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から 10 年未満で宅地を第三者に転貸し、又は譲渡したとき
- 3 補助金の使途が不相当と認められたとき

安芸高田市定住促進団地購入補助金申請の手続きの流れ

